

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第1回鹿屋警察署協議会
会 議 日 時	令和7年8月8日（金曜日） 15時30分 ～ 17時10分
会 議 場 所	鹿屋警察署
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下12人 2 警察署 署長以下13人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 委嘱状交付</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 署長挨拶</p> <p>(4) 出席者自己紹介</p> <p>(5) 協議</p> <p>2 警察署運営状況等の説明</p> <p>(1) 令和7年鹿児島県警察の運営指針及び運営重点</p> <p>(2) 令和7年6月末における管内の治安情勢と署の取組状況</p> <p>(3) 当署における非違事案再発防止対策の取組状況</p> <p>3 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>【委員】</p> <p>以前は輝北町にも「子ども110番の家」ののぼり旗が数か所設置されていたが、現在では高齢化等に伴い、店が閉店になったりしている現状である。</p> <p>現在、実質どのくらい「子ども110番の家」があるのか分からない。</p> <p>「子ども110番の家」の任期や更新があるのか。</p> <p>また、小学校での不審者対応訓練や講話等で、「子ども110番の家」の場所の確認や活用方法等の紹介があったが、中学校でも同様の訓練等はあるのか。</p> <p>【回答】</p> <p>「子ども110番の家」は、当署管内は、228か所（うち垂水35か所）、輝北町内は、10か所を委嘱している。</p> <p>「子ども110番の家」は、警察署長が委嘱し、任期は原則2年で再任を妨げないとされている。また、2年ごとに委嘱先を調査し、継続の意思確認を行っている。</p> <p>令和7年6月末現在、当署では、小学校や中学校における防犯講話を7回、「子ども110番の家」への駆け込み訓練を6回実施している。</p> <p>「子ども110番の家」への駆け込み訓練は、小学校で実施しているが、今後、中学校での訓練についても各学校と調整しながら検討してみたい。</p> <p>【委員】</p> <p>ここ数年警察官の不祥事等を耳にするが、働きやすい環境作り等の対策はされているのか。</p> <p>また、警察官を志望する人数の減少や、離職率の増加はないのか。</p> <p>【回答】</p> <p>警察職員は、日々の事件・事故等の事案対応業務のほか、突発的に重要事件・事故が発生した場合には、夜間、休日にかかわらず事案対応のため、呼び出しに応じなければならないなど、厳しい勤務環境にある。</p> <p>そのような中、限られた警察力を最大限に発揮するためには、男女を問わずワークライフバランスを図る必要があり、県警察では、働き方改革として「業務の合理化、省力化の推進、超過勤務の縮減、休暇の取得推進」などを図り、また、子育てや介護等と両立して活躍できるための環境づくりとして、男性職員向け「出産補助休暇・育児参加休暇」、子育て支援の「早出、遅出勤務制度」、「育児休業制度」等を推進している。</p> <p>また、本県を含め全国的に警察官採用試験受験者は、民間企業の採用拡大や就職適齢人口の減少、他の公務員との競合等により年々減少傾向にあり、競争率も低下していることから採用状況は一層厳しさを増している。</p> <p>警察官の離職者については、毎年度一定数おり、離職の主な理由としては「転職希望」が多数を占めている。</p>	

【委員】

高校生が喫煙しているところを見かけたら、どうしたらいいか。

【回答】

街頭等で高校生が喫煙しているのを見かけた際は、110番通報や警察署に通報していただければ、警察官が現場臨場の上、少年補導等の対応を行う。

警察官は、少年警察活動規則に基づき、不良行為少年に対する補導活動を実施しており、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他の自己又は他人の徳性を害する行為（不良行為とよばれる）を認めた場合は補導活動を行っている

また、親権者等がタスポ等を少年に貸し与えたり喫煙を制止しなかったり、業者が少年に対し、その少年が自ら用いるものであることを知りながら、たばこや喫煙のための器具を販売した場合は未成年者喫煙禁止法違反となる場合もある。

【委員】

昨今、他国からの労働者が増加しており、県内では資材や車の盗難にそのよ うな方が加担しているということを知ることがあるが、因果関係など実際にあるのか。

【回答】

本年、管内でも、外国人による盗難事件が発生している。

県内において発生した同事件について、外国人労働者の増加と資材・車両窃盗事件等に因果関係があるという分析はされていない。

昨今、外国人が「不要品回収のために訪ねてきた。」などという相談は複数あり、外国人が不要品回収業を営んでいるという現状はあるが、因果関係があるかどうかは不明である。

【委員】

鹿屋市内で薬物案件の逮捕等がありました。入手ルートなどは特定できているか。

【回答】

詳しくは答えできないが、入手ルートを特定する捜査は実施しており、薬物捜査では、末端使用者、末端密売人を検挙した後、入手ルートを割り出す捜査が行われている。

鹿屋市内も薬物が蔓延していると言っても過言ではない状況下にあるので、何か情報があったら、提供をお願いします。

【委員】

盗撮や不同意性交の事案がとてども目につき、県警内でもあったが、こういったことを未然に防ぐ策等を情報として周知することや他組織等と連携として啓発活動等を行う予定はあるか。

【回答】

盗撮や不同意性交では、子供や女性が被害を受けることが多いため、県警では、子供と女性の安全対策に力を入れ、「子供と女性の安全対策、犯罪被害の未然防止や防犯意識の高揚を図るための対策」を行っている。

子供と女性の安全対策としては、

- ・ 声掛けやつきまといの段階から行為者を特定し、事案に応じた指導・警告の実施
- ・ 「県警あんしんメール」や「鹿屋・垂水あんしんメール」の発信による管内の犯罪の発生状況の紹介や、防犯対策のポイントを広報
- ・ 関係機関・団体等と連携した見守り活動

を行っている。

犯罪被害の未然防止や防犯意識の高揚を図るための対策としては、

- ・ 「子ども110番の家」の委嘱や学校・幼稚園等における「子ども110番の家」の駆け込み訓練及び不審者対応訓練の実施
- ・ 各種防犯講話・護身術訓練の実施
- ・ パトロール活動の強化

を行っている。

当署では、令和7年6月末現在で、子供・女性に対する声掛け、つきまとい等の脅威事案を28件認知し、行為者6人への指導・警告を実施しており、「鹿屋・垂水あんしんメール」を27件発信、小学校や中学校における防犯講話を7回実施、「子ども110番の家」への駆け込み訓練を6回実施している。

【委員】

県道553号線（下高隈川東線）の側溝の蓋のないところがあるので、少しずつでもいいので蓋をしてほしい。

【回答】

現場確認をしたところ、側溝の蓋のない場所が散見され、側溝に草が覆い被さり、蓋がない場所が見えにくくなっている場所もあった。

大隅地域振興局の方に事情を説明したところ、場所確認の上、必要な措置を行うとのことであった。

【委員】

国道504号線の高隈バイパス入口のT字になっている交差点は、輝北町方面から鹿屋

方面に向かうと少し離れたところに信号機があるため、どこで停止してよいか分からなかったのか、交差点を過ぎて停止している車がいたため、高隈の街の方から旧道を上がってきた車が左折できないこともあった。

その信号機が手前の交差点の角のところにありと停止位置を間違えることはないと思うが、それができなければ、停止線の横に「停止位置」の標識でもあれば良いと思う。

【回答】

「停止線」の指示標識の規制実施基準によると、対象となる道路は、

- ・ 踏切の直前で一時停止する場合の停止位置
  - ・ 横断歩道の直前で一時停止する場合の停止位置
  - ・ 道路標識により一時停止規制が行われている場所における停止位置
  - ・ 信号機又は警察官等により、交通整理が行われている道路における停止位置
- を示す必要がある場所であり、設置方法は、
- ・ 道路又は交通の状況、積雪その他の理由により、道路標示の設置が困難な場合
  - ・ 道路標示を設置しても視認性の確保が困難な場合

に「停止線」の道路標識を設置するものとしている。

よって今回要望のあった交差点については、これらの基準に該当せず、「停止線」の道路標識を設置することはできないと判断した。

また今回要望のあった交差点の現場確認をしたところ、停止線等が塗り替えられて間もない状態であり、停止線の視認性も良好であり、停止線を通過して停止する車両も認められなかった。

ただ、今後、停止線が摩耗し見えづらくなった場合、情報提供を頂いたような状況が発生する可能性があると思われることから、定期的な点検及び補修上申を行い、停止線の視認性の維持に努めていく。

【委員】

肝属川を挟んで共栄町側には一時停止線や標識がずっとあるのに、郵便局などの白崎町側にはなく、特に郵便局裏と栄橋の交差点で飛び出してきてヒヤッとすることがあるようなので、標識設置の検討をお願いします。

【回答】

「一時停止」の規制実施基準によると、規制目的は、

- ・ 交差点通行の優先順位を明確にし、交通事故の未然防止、危険防止の措置を徹底させること
  - ・ 交差点及びその付近における交通の安全と円滑を図ること
- であり、対象道路は、
- ・ 屈折、勾配、道路工作物等により左右の見通しがきかない交差点
  - ・ 多岐交差点等その形状が複雑な交差点
  - ・ 出会い頭等の交通事故が発生するおそれのある交差点
  - ・ その他交差点の優先関係を明確にする必要がある交差点

となっている。

今回要望のあった白崎町側の栄橋、昭栄橋、朝日橋の交差点を両進行方向から現場確認したところ、昭栄橋方面から北上して朝日橋に差し掛かった交差点は建物により右方の見通しがきかないが、同交差点以外は左右の見通しがきかない交差点は認められなかった。

一方、共栄町側の栄橋、昭栄橋、朝日橋の交差点は、建物により交差道路の見通しがきかない状態であり、一時停止の規制が行われている。

もし、白崎町側の交差点における一時停止規制を新設した場合、交通の円滑性が失われる可能性がある。

当署管内では交差点における出会い頭事故が多発しており、継続して信号無視や一時停止違反等の交差点関連の交通違反の取締りを強化するとともに、各種警察活動を通じて交差点における交通事故防止に関する広報等に努めていく。

【委員】

夏休みで魚釣りや貝取りに行きたいと思ったときに漁業権の関係で禁止場所がよく分からない。

人がやっている所は大丈夫なのでしょうか。

また、取り締まっているのに違反者が絶えないという所があったら教えてほしい。

【回答】

漁業権を所管している大隅地域振興局農林水産部林務水産課に確認したところ、各漁業協同組合で漁業権を取り定めていることから、問い合わせを欲しいとのことであった。

立入り禁止区域や、漁業権が設定されている場所で魚釣りをすれば、軽犯罪法違反、鹿児島県漁業調整規則、漁業法違反に問われる場合があることから注意してほしい。

【質問】

車同士の交通事故現場を何度か目撃しているが、交通整理を警察ではなく、市民の方が行っていた。

ガラス片等の片付けも大事であるが、まずは事故で通行できなくなっている車を警察の方で交通誘導してほしい。

【回答】

事件・事故に対する現場臨場については、基本的には、本部または当署から現場に最寄りの交番や駐在所、パトカーへ指令がなされ、可能な限り迅速な現場臨場・対応に努めているところであるが、警察官が現場に到着するまで、当事者や通行人の方が、善意で自発的に、交通整理をしていただいていることもあり、多大なる敬意と感謝を感じているところである。

交通事故現場において、交通の回復を行うことは優先すべき重要な事項であるため、今後も迅速な現場臨場を行い、適切な対応に努めていく。

【委員】

高齢の方の運転が恐ろしい。

高齢の方以外でも、交通マナーが他県に比べ、悪すぎて、運転が怖い。

【回答】

本年7月末までに当署管内で発生した交通人身事故は104件で、うち高齢者が第1当事者（過失割合が大きい方）となる事故は38件と全体の約4割を占めている。

事故類型については、交差点における出会い頭事故、追突事故の発生が約6割、事故原因については、安全不確認、前方不注意、動静不注視が7割を超えており、「緊張感」を欠いた運転が交通事故に繋がっていると思われる。

特に、出会い頭事故は、寿・札元方面の住宅街の見通しの悪い、狭い道路の交差点で多発している。

当署では、市や交通安全関係機関・団体と連携し、交通安全教育や広報啓発活動等を行うほか、交通指導取締りや交通安全施設の整備、高齢者宅訪問時における交通事故防止に関する注意・喚起等管内の交通情勢に応じた効果的な交通安全対策を推進してまいります。

備考	
----	--